

令和5年度
区政会議福祉・健康づく
り部会勉強会

～経営課題3 誰もが自
分らしく幸せに暮らし続
けられるまち～

令和5年6月26日
阿倍野区役所



令和5年度 重点的な取組

3-1 みんなで支えあう地域づくりと 支援体制の充実

3-1-1 【みんなで支えあう地域づくり】

概要

- ・要援護者の実態把握から地域の福祉課題やニーズの把握を行い、地域自らが見守り体制等を構築し、新たなネットワークづくりができるよう支援します。
- ・当事者参画の機会を通じて、障がいや認知症に対する理解を促し、地域での見守り活動等の広がりを支援します。
- ・区社会福祉協議会と連携し、新たな地域福祉活動の担い手や取組みを支援します。

主な取組

- ・見守り訪問等のボランティア活動：延べ25,000回以上
- ・認知症高齢者見守りネットワーク事業：協力事業者 350者以上
- ・あべのオレンジメール（個人情報なし）：協力者（個人） 70者以上
- ・あべのあんしんステーション：協力事業者120施設以上
- ・認知症サポーターに向けた研修・講演会等（当事者参画を含む）の実施：3回以上



認知症への理解を深める



個別訪問

3-1-2 【受けとめる相談支援体制の充実】

概要

- ・複合的な課題を抱えた要援護者などに対応するために、地域と専門職、専門職間のネットワークづくりを進め、相談支援機関・地域・行政が一体となった、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ・総合的な支援調整の場（つながる場）の開催：通年
- ・要援護者の個別支援のための連絡調整：随時
- ・見守り体制の構築に向けた専門職の連携：随時



つながる場

○区政会議委員からいただいたご質問 1

地域の安全・安心にかかわる活動で、以下の部署や関係者などにはいろいろとお世話になっていますが、勉強不足で全体的な関連が理解できていません。

それぞれの活動内容と、他との関係について関連付けてご教授ください。

・ヘルパー

訪問介護員（ホームヘルパー）は、サービスを利用されている方（高齢者や障がい者）のご自宅を訪問し、食事、排せつ、入浴、家事などの介助（身体介護・生活援助）を行い、利用者の生活や心身を”自立支援、重度化防止”の観点から支える仕事をしています。

「介護保険法」や「障害者総合支援法」に基づき介護サービスを提供しており、介護福祉士等の資格保有者や、定められた研修を修了した人しか従事することができず、在宅介護の「専門職」といえます。

・ケアマネジャー

在宅など地域においてサービスを利用する場合、居宅介護支援事業所等と介護サービスの利用計画(ケアプラン)作成に関する契約を結び、事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)と利用限度額の範囲内で、どのようなサービスを組み合わせるかを相談しながら、ケアプランを完成させます。

・社会福祉協議会

社会福祉協議会は、幅広く地域福祉に関わる人々を構成員として、だれもが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、地域の福祉問題の解決に取り組む活動や福祉事業などを行っている民間非営利組織で、社会福祉法第109条等において地域福祉を推進する団体として位置づけられており、大阪市、阿倍野区、各連合町会を単位とする地域のそれぞれの範囲で社会福祉協議会が組織され、他の福祉関係機関・団体と連携協調してそれぞれの地域に根ざした福祉活動の推進に取り組んでいます。

- ・地域福祉コーディネーター

困りごとの相談や支援の必要な人への見守り体制を築くために、地域のアンテナ役、パイプ役（つなぎ役）として、各種団体や専門職、ボランティアと連携して、地域福祉活動の推進を図ります。

- ・民生委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

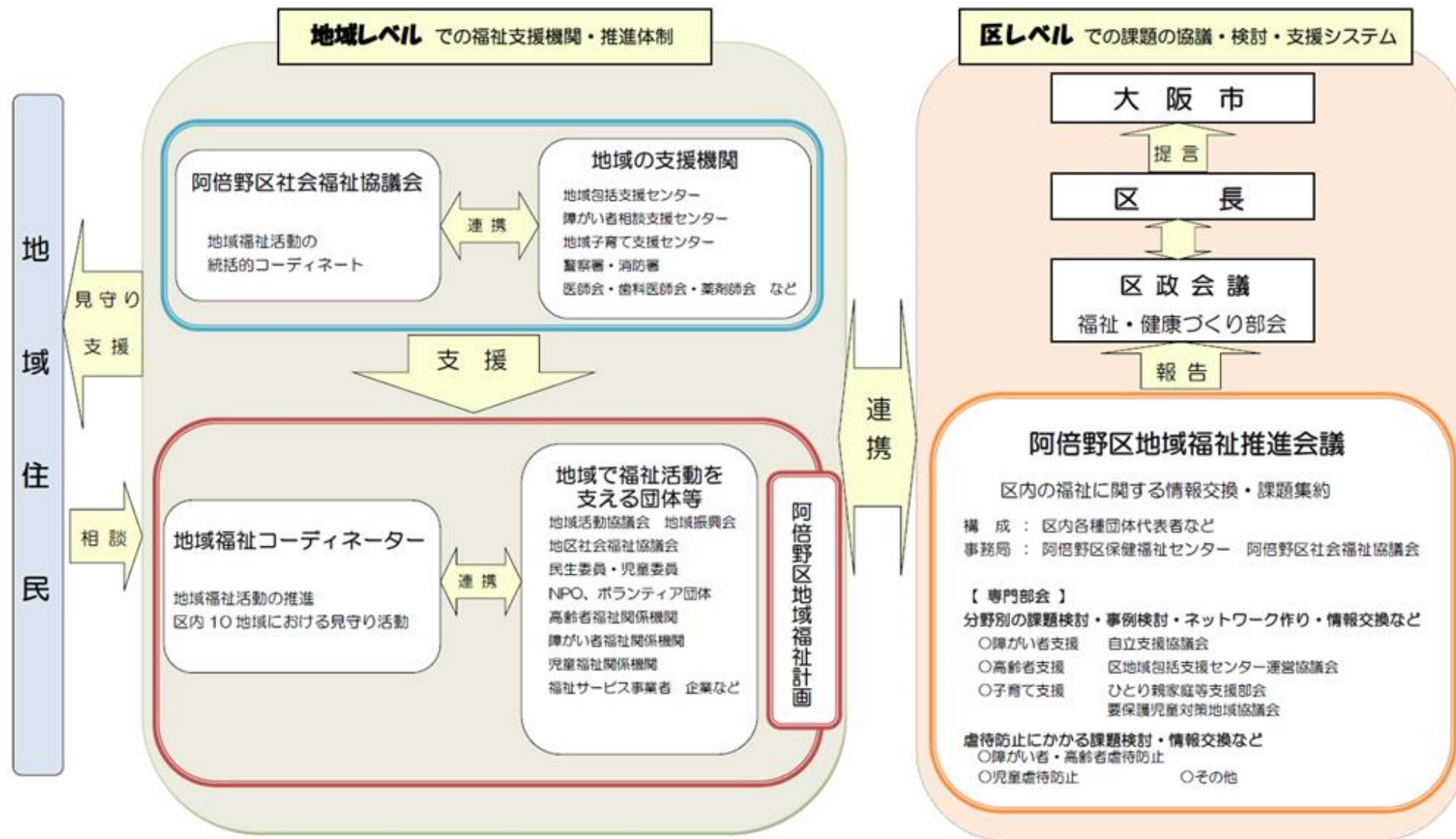
自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまなご相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

- ・区役所（関係部署）

市民や地域、事業者などが活躍できるための条件整備や、地域における福祉サービスが向上するよう、福祉サービスの基盤整備を図るとともに、地域の一員として、地域福祉を推進する役割・責務を担っています。

阿倍野区地域支援システム図

「 地域で支えあい、誰もが幸せに暮らせるまち ・ 誰もが住みたい、住み続けたいまち『あべの』 」



○区政会議委員からいただいたご質問

最近、日本全国で地震が頻発していますが、災害時の「要援護者名簿」について、阿倍野区が昨年末から取り組みはじめている「緊急時の支援体制」準備のほかに、この「要援護者名簿」のこれまでの活用実践例があれば、地域で共有したいと思います。

個人情報のために、取り扱いは難しいとは思いますが、こんな活用があったなどの情報があれば地域の活動に活かすことが必要だとも思います。

「要援護者名簿」が情報収集のみで、埋もれていてはもったいないので。

●区社会福祉協議会に、これまで地域で要援護者名簿を活用した事例をお聞きしました。

- ・ 食事サービスに参加している方が体調不良となり、救急搬送される際、緊急連絡先やかかりつけ医への連絡に活用した。
- ・ 「最近、姿を見かけない」「新聞がたまっている」など地域から相談を受けると、地域福祉コーディネーターや見守り相談室、民生委員などが要援護者名簿を確認し、緊急連絡先や居宅事業所に状況の確認をとることができた。
- ・ 台風被害により停電があった地域へ地域福祉コーディネーターと要援護者名簿をもとに訪問し安否確認をした。
- ・ 地域によっては民生委員や町会長、地域福祉コーディネーターが要援護者名簿をもとに普段の見守り活動として電話や訪問をしている。

令和5年度 重点的な取組

3-2 地域ぐるみで、いつまでも
元気に暮らせる健康づくり

令和5年度 特に力を入れて実施する取組み

3-2-1 【区民との協働による健康づくりの推進】

概要

- ・区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、広報紙・SNSなどを活用した情報発信を行います。

主な取組

- ・ウォーキング大会：年3回
- ・あべのちょこっとウォーク（各老人クラブ連合会との協働）：年7回
- ・ウォーキングサポータースキルアップ講座：年2回
- ・広報紙・ホームページへの掲載各種：随時
- ・各種健康講座での周知：随時



あべのウォークの様子

令和5年度 重点的な取組

3-2 地域ぐるみで、いつまでも
元気に暮らせる健康づくり

3-2-2 【地域に密着した食育の推進】

概要

- ・地域に密着した継続的な食育を推進するため阿倍野区食育推進ネットワークを強化します。また、正しい知識と健全な食生活の普及を通し、子どもの養育者の食に対する不安や悩みを解消し、さらに子どもの頃から健全な食生活を実践できるよう情報発信を行います。

主な取組

- ・阿倍野区食育推進ネットワーク連絡会の開催：年2回
- ・子どもの養育者に対する食育ミニセミナー：年1回
- ・離乳食講習会：月1回
- ・乳幼児健診時の栄養相談：月3回
- ・子育て支援施設等での講話・調理実習：年10回程度



離乳食講習会での展示



調理実習の様子